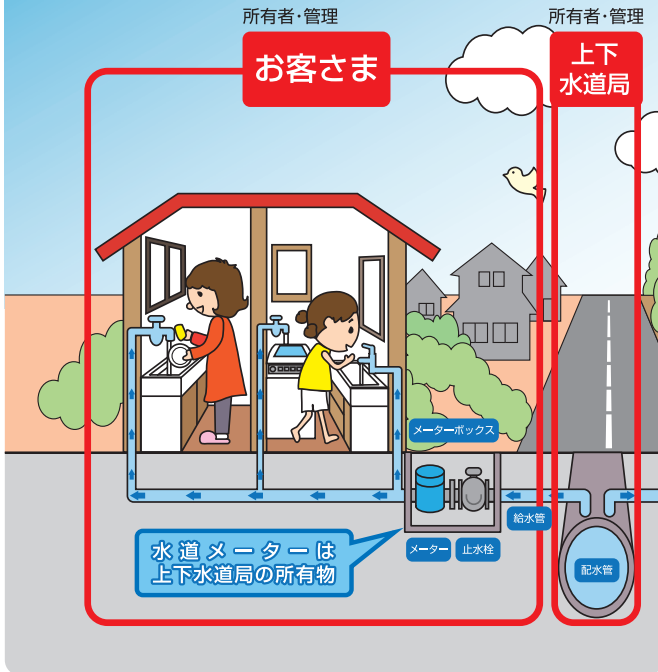


日頃から点検を

メーターボックスから蛇口までの水道管や、これに取り付けられている蛇口、給湯器、浄水器などの管理はお客さまが行うことになっています。日頃から点検を心がけましょう。



水もれしていませんか？

各家庭のメーターで水もれチェックができます。

- ① 蛇口をすべて閉める。
- ② メーターのパイロットを確認する。
- ③ パイロットが動いていたら水もれあり。

※パイロットはメーターに流れる水の量によって回り方が変わります。ゆっくりと回れば少量、速く回ればたくさん水が流れていることとなります。



バルブ（止水栓）の種類と閉め方（水もれしたとき）

- ハンドル式 ▶ ハンドルを右にまわす（閉まるまでまわす）
- レバー式 ▶ レバーを「閉」側にたおす
- ボール式 ▶ コックを右に90度まわす

上下水道かわら版

せせらぎ

vol. 29



防災訓練（令和5年1月 広島県福山市）

福山市上下水道局で行われた防災訓練に参加しました。
（松江市は福山市・尾道市と相互応援協定を結んでいます。）

いざというときのための かかりつけの水道工事店

（給水装置工事業者）

水道水の水もれ、水道機器の故障など、いざというときのために、水道修繕の「かかりつけの水道工事店」を決めておきましょう。

かかりつけの水道工事店は、松江市指定給水装置工事事業者からお選びください。松江市指定給水装置工事事業者は、松江市上下水道局ホームページでご確認いただくか、松江市上下水道局までお問い合わせください。

寒波による水道管の破裂漏水に伴う 水道料金等の減免について

発行元

松江市上下水道局

〒690-0826 松江市学園南一丁目17-24

TEL 0852-55-4888（代表）

FAX 0852-55-4891

Eメール service@water.matsue.shimane.jp

web https://www.water.matsue.shimane.jp

寒波による水道管の破裂漏水に伴う水道料金等の減免について

宅内の水道管の破裂等により漏水が発生した場合、その漏水量に対する水道料金等は、原則としてお客様にお支払いいただくこととなります。

ただし、一定の要件を満たす場合には、漏水により増加した水道料金及び下水道使用料の一部を減免する制度があります。この度の寒波により水道管等が凍結破裂し、多量の漏水が発生した場合も、減免の対象となることがありますので事前にお問い合わせのうえで期限までに申請をしてください。

1 減免対象

水道管の破裂や給湯器の故障等により漏水し、水道、ガス、電気設備等の専門業者での修理が完了したものの。

(水道管の修理は、松江市指定給水装置工事事業者による修理に限ります。)

ただし、以下に該当する場合は減免対象となりません。

- (1) 漏水量が10㎡以下の場合。
- (2) 1年以内に減免を受けた同一箇所で発生した漏水。
- (3) 容易に取り外しのできる散水ホース等で発生した漏水。
- (4) 自己修理の場合。

2 減免内容

漏水が生じた使用期間（修理が完了した日の属する使用期間：2か月分）について、漏水により増加した水量（推定漏水量）の2分の1に相当する水道料金及び下水道使用料を減免します。

※使用期間とは、検針日から次の検針日までの期間をいいます。

※推定漏水量は、直前6か月間の使用実績等により推定します。

ただし、検針日をまたいで漏水が継続していた場合は、最大4か月分が減免対象となる場合があります。

下水道使用料については、漏れた水が下水道に流入していない場合は、推定漏水量の全てを減免対象とします。

3 申請手続き

事前にお問い合わせのうえで「水道料金等減免申請書」の提出が必要です。申請書には、修理業者の修理証明印や修理前後の写真の添付が必要です。

(この度の寒波に伴う漏水について、修理前の写真がない場合は、あらかじめお客さまセンターにご相談ください。)

申請書は、上下水道局ホームページからダウンロードできます。また、上下水道局窓口でもお渡しできます。

【提出・お問い合わせ先】

松江市上下水道局 お客さまセンター

〒690-0826 松江市学園南一丁目17番24号

TEL 0852-55-4888

申請書は、郵送または持参によりご提出ください。

【凍結破裂による漏水の減免申請期限】
令和5年5月31日(水)